

第8回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年1月27日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 9 名	欠席 0 名	農地利用最適化推進委員	出席 11 名・欠席 2 名	
○1番	○6番	藤原 健祐		佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平	○田村 泰富
○2番	○7番	田村 和弘		横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志	×織田 敦全
○3番	○8番	森田 有紀		横畠 増吉	○田村 宮幸	×澤村 重隆	○北添 秀紀
○4番	○9番	氏原 延		北添 正男	○森 正彦	○山口 修二	
○5番		田村 公史			○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同 第 2	議事録署名委員選任	
	同 第 3	報	告
	同 第 4	議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 4 号議案 非農地証明願に関する件

第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 その他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第8回農業委員会定例総会を開会します。

本日は農地利用最適化推進委員の澤村 重隆 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 田村 和弘 委員と3番 森田 有紀 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

今月は本日の定例総会のみとなっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届2件について報告します。

12番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が西組字■■■■番。地目は田で、面積は2, 247㎡。契約の内容は平成31年1月1日から令和3年12月31日までの3年間の利用権設定で、受付日が令和2年12月16日、解約日が令和3年3月31日となっています。

13番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■の■■■■さん。土地の所在が西組字■■■■番。地目は田で、面積は2, 409㎡。契約の内容は令和2年2月1日から令和4年12月31日までの1年11ヶ月間の利用権設定で、受付日が令和2年12月16日、解約日が令和3年3月31日とな

ります。

つづきまして、報告事項３．農地法第３条の３第１項の規定による届出書７件について報告します。

８１番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が加茂字■■■■番。地目が畑で、面積が１，９８６㎡。受付日・受理日ともに令和２年１２月２６日。権利取得日が令和２年８月１０日で、取得事由が相続となっています。

８２番が、権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■他２筆。地目は田で、面積が合計で６８㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月４日。権利取得日が令和２年１２月２２日で、取得事由が赤線の払い下げとなっています。

８３番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■他２筆。地目は田が１筆、畑が２筆で、面積が合計で３，６２３㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月４日。権利取得日が平成２６年６月２６日で、取得事由が相続となっています。

８４番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■■■他５筆。地目は田が４筆、畑が２筆で、面積が合計で３，３５７㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月４日。権利取得日が平成３０年６月２１日で、取得事由が相続となっています。

８５番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■

■■■■番 他１６筆。地目は田が１１筆、畑が６筆で、面積が合計で２１，９３２㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月８日。権利取得日が令和２年３月２１日で、取得事由が相続となっています。

８６番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中組字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が合計で１，６８７㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月８日。権利取得日が令和２年３月２１日で、取得事由が相続となっています。

８７番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中組字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が２４㎡。受付日・受理日ともに令和３年１月８日。権利取得日が令和２年３月２１日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第１号議案 農地法第３条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件を説明します。

33番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番。地目は田で、面積が967㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は40万円となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

34番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が瑞應字■■■■番 他6筆。地目は田が2筆、畑が5筆で、面積が合計で4,603㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

35番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他3筆。地目は田が3筆、畑が1筆で、面積は合計で1,389㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当たり150万円となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

4番氏原委員

33番について報告します。申請地は■■■■地区にあり、■■■■線の■■■■、■■■■の

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家で、隣の土地も昨年購入されて、今年から水稻を栽培します。農器具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

34番について報告します。申請地は[]集落で、譲受人の自宅より300mぐらい東側にあり、他6筆も[]集落や[]集落にあり、自宅より1km以内です。

譲受人は主に野菜を栽培しています。申請地では果樹や野菜を栽培する予定です。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

35番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]の近くの田畑で
す。

譲受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培する予定とのこと。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第2号議案農地法第4条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1, 421㎡。転用目的は太陽光発電施設の設置で、農地区分は第3種農地となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

4番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、東側は水田、西側は水田、南側は町道と水田、北側は■■■■で、関係者の承諾も得ております。

また、排水の計画も問題なく、施設への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第3号議案農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さんと■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■
■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■ 他2筆。地目は田で、面積が合計で2, 3
7 5 m²。転用目的は建築条件付き宅地分譲10棟分で、農地区分は第3種農地。行政書士の田中勇さんが
代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

12番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■北側で、東側は町道、
西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地と水田で、関係者の承諾も得ております。

また、排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第4号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案非農地証明願4件について説明します。

17番は、申請者が■の■■■■さん。土地の所在が、中組字■■■■番■。地目が畑で、面積が76㎡。利用状況は、20年以上前から耕作していないとのこと。

18番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■ 他2筆。

地目が田が１筆、畑が２筆で、面積が合計で１８３㎡。利用状況は、２０年以上前から雑種地（車退避地及び資材置場）となっているとのことです。

１９番は、申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、瑞穂字■■■■番■■。地目が畑で、面積が２１５㎡。利用状況は、平成９年頃から駐車場として利用しているとのことです。

２０番は、申請者が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■ 他１筆。地目が田で面積が合計で８７１㎡。利用状況は、２０年以上前から居住用建物及び倉庫の敷地となっているとのことです。

１７番、１８番、２０番は行政書士の田中勇さんが、１９番は行政書士の宗石圭正さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

１７番について報告します。申請地は２０年以上前から耕作放棄し、現在は原野となっています。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第６条第５項に該当しており、非農地証明をしても問題ありません

議長（北添会長）

18番について報告します。申請地は[]から東に約800mの所の田と畑です。畑は[]すぐ北、住宅下の道になっています。田は湧水があり、水量も多く、湿田で奥の方は通常保有している農業用機械では耕起できない状況です。

佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条第4項に該当し非農地証明をしても問題ありません。

伊藤推進委員

19番について報告します。申請地は[]集落の自宅前にあり、東側は道路、西側は宅地、南側は町道を挟んで公園があります。関係者の承諾も得ており、20年以上前から駐車場として使っているので何の問題ありません。

田村宮幸推進委員

20番について報告します。申請地は20年以上前から居住用建物及び倉庫となっています。佐川町農業委員会非農地証明事務取扱要綱第6条第5項に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第5号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

今回は委員からの申請がありますので、163番から173番までを審議してから、174番、175番をそれぞれ審議。その後、176番以降を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第5号議案佐川町農用地利用集積計画（1月分）20件中11件について説明します。

163番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、ニツ野字■■■■■番■■■■■。地目は畑で、面積が3,980㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり1万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年2月1日から令和13年12月31日までの10年11ヶ月間です。

164番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■■番■■■■■ 他2筆。地目は田が1筆、畑が2筆で、面積が合計で2,180㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で2万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年2月1日から令和13年12月31日までの10年11ヶ月間です。

165番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番■■■■■。地目は田で、面積が1,860㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が3万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和3年3月1日から令和12年2月28日までの9年間です。

166番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、黒原字[]番。地目は畑で、面積が162㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が1,620円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和3年2月1日から令和3年12月31日までの11ヶ月間です。

167番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、庄田字[]番。地目は田で、面積が742㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は里芋。設定期間が令和3年2月1日から令和7年1月31日までの4年間です。

168番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番他1筆。地目は田で、面積が合計で2,101㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で60kg。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間は令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

169番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、字[]番。地目は田で、面積が552㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり30kg。作付予定は餅米で、設定期間が令和3年2月1日から令和6年1月31日までの3年間です。

170番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、東組字■■■番。地目は田で、面積が1, 143㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり30kg。作付予定は水稻で、設定期間が令和3年3月1日から令和6年3月31日までの3年1ヶ月間です。

171番は、貸し手が■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、永野字■■■番。地目は田で、面積が169㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり30kg。作付予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年2月1日から令和8年1月31日までの5年間です。

172番は、貸し手が■■■さんの相続人代表である、■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、東組字■■■番。地目は田で、面積が1, 578㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり49, 400円。作付け予定はニラで、設定期間は令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

173番は、貸し手が■■■さんの相続人代表である、■の■■■さん、借り手が■の■■■さん。土地の所在が、東組字■■■番。地目は田で、面積が1, 300㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり49, 400円。作付け予定はニラで、設定期間は令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村泰富推進委員

１６３番について報告します。申請地は■■■■線から■■■及び■■■■を南に５００ｍ程度下った所に位置した畑です。現在は茶の栽培がされていますが、伐開を行い、ショウガを栽培する予定とのことです。

借受人はショウガと水稻を栽培する中核農家で、農機具類等も所有されており、地域との調和要件も特に問題はありません。

山口推進委員

１６４番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■■北３００ｍ、町道東側に面した田と畑です。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

森推進委員

１６５番について報告します。申請地は■■■に架かる■■■の南方約１００ｍにあり、令和２年度はニラが栽培されていて、今後もニラを栽培するとのこと。

借受人はニラの専業農家で、経営や農業従事の状態、機械類の所有にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

伊藤推進委員

166番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■と■■■■の中間ぐらにある1筆です。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

8番横畠委員

167番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■線と■■■■線の三叉路より南下100mの水田です。

借受人は露地野菜の専業農家で、以前もこの土地を耕作しており、今後申請地では里芋を栽培することです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

168番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■線、■■■■を北へ■■■■を200m位行った東側と西側にあります。

借受人は主に水稻を耕作する兼業農家です。申請地では水稻を栽培することです。農機具も所有しまた世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

2番田村委員

169番について報告します。申請地は佐川町■■■■集落にあり、■■■■から■■■■の前を西に400mほど入った南側の圃場です。

借受人は主に米を栽培する専業農家で、申請地では米を耕作することです。借受人は農機具類も所有しており、世帯の経営状況、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

１７０番について報告します。申請地は■■■■線の■■■■にある■■■■を東方向に、町道を３０ｍほど進んだ右側です。

利用権の設定を受ける者は水稻を栽培するとのことで、農機具類も所有し、地域との調和要件・世帯の経営状況にも問題ありません。

５番田村委員

１７１番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■東側にある水田です。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題はありせん。地域との調和要件も問題ありません。

森推進委員

１７２・１７３番は地番が違っただけで申請内容は一緒のため、まとめて報告します。申請地は■■■■線から■■■■へ分岐する橋の南側にあり、令和２年度はハウスでニラを栽培していた。

借受人は新規就農者として現在研修中で、申請地ではハウスニラを栽培する予定。申請地は中古ハウスが建っており、修繕して使用する予定。借受人は新規就農者であるが、親が仁淀川町でトマトを栽培しており、経営のノウハウや農機具貸与の支援がある。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第５号議案の１６３番から１７３番について、原案のとおり

承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案の163番から173番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第5号議案の174番について審議します。

6番佐藤委員の退席を求めます。

【6番佐藤委員退席】

議長（北添会長）

6番佐藤委員が退席しましたので、174番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、174番について説明します。

貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西山字■■■■番。地目は田で、面積が2,702㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は全部で3袋。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

１７４番につきまして、確認委員である澤村推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落の■■■■■■■■■■南側にあり、借受人は水稻を栽培するとのことです。再設定であり、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第５号議案の１７４番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第５号議案の１７４番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

6 番佐藤委員の着席を求めます。

【6 番佐藤委員着席】

つづきまして、第5号議案の175番について審議します。

2 番田村委員の退席を求めます。

【2 番田村委員退席】

議長（北添会長）

2 番田村委員が退席しましたので、175番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、175番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。地目は田で、面積が2,067㎡。賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり5万円。作付予定はニラで、設定期間が令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

１７５番について報告します。申請地は■■■■集落の北５０ｍ、■■■■の東１００ｍにある水田です。
借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地は現在もニラをハウスにより栽培しています。農機具
類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第５号議案の１７５番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第５号議案の１７５番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

２番田村委員の着席を求めます。

【２番田村委員着席】

つづきまして、第5号議案の176番から182番について審議します。
森推進委員の退席を求めます。

【森推進委員退席】

議長（北添会長）

森推進委員が退席しましたので、176番から182番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、176番から182番について説明します。

176番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が1,080㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2ヶ月間です。

177番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が1,253㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2ヶ月間です。

178番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■。地目は田で、面積が2,695㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2ヶ月間です。

179番は、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、東組字[]番 他8筆。地目は田で、面積が合計で11,491㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10ヶ月間です。

180番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、永野字[]番 他2筆。地目は田で、面積が合計で5,864㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和6年3月31日までの3年2ヶ月間です。

181番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、東組字[]番。地目は田で、面積が1,242㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2ヶ月間です。

182番は、貸し手が[]の[]さん、借り手が[]の[]さん。土地の所在が、西組字[]番[]。地目は田で、面積が1,303㎡。使用貸借権の新規設定で、作付予定は飼料米。設定期間が令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

１７６番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南西８０ｍにある水田です。
借受人は主に水稻を耕作する■■■■で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことで、農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１７７番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の南西４０ｍにある水田です。

借受人は主に水稻を耕作する■■■■で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことで、農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１７８番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の西側にある水田です。

借受人は主に水稻を耕作する■■■■で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことで、農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

１７９番について報告します。申請地は■■■■から■■■■を■■■■方向に２００ｍほど進んだ左側です。

借受人の■■■■が水稻栽培予定であり、農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、問題ありません。

眞辺推進委員

借受人は[REDACTED]さんで、斗賀野の農地を守る為に多くの農地を受け入れ、飼料稲を耕作する予定とのことです。農機具類も所有し、また経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

181番について報告します。申請地は[]から、[]を約150m下った右岸に位置します。

借受人の[]が水稻栽培予定であり、農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており、問題ありません。

野村推進委員

182番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]の南20mの所にある水田です。借受人は主に水稻を耕作する[]で、申請地では飼料米を耕作する予定とのことで、農機具類も所有し、何も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案の176番から182番について原案のとおり承

認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第5号議案の176番から182番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

森推進委員の着席を求めます。

【森推進委員着席】

その他に移ります。

1. 農地の貸借希望について、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

1月19日に農地の貸借についての希望が来ています。希望者は■■■■さん。独立就農を考えており、佐川町に祖母の農地があることから、まずは1反ほどの農地でニラかピーマンの露地栽培を考えているとのことです。

条件としては、祖母の農地が永野にあることからあまり離れていないところ、日当たりのいいところ、水はけのいいところの3点を伺っています。条件に合いそうなところがありましたら、事務局まで情報をお願いします。

事務局（森田事務局長）

つづきまして、２．農地利用意向調査の回収について説明します。

８～９月にかけて皆さんに実施していただいた農地一筆調査の結果を基に、１０２名の方に農地利用意向調査を１月１３日に発送しました。締め切りは１月２９日までとし、１月２６日の段階で５２名の方からお返事をいただいています。２月５日まで待ってから、皆様にまだお返事をいただいていない方への回収をお願いしますので、ご協力をよろしくお願いします。

事務局（前田主任）

つづきまして、３．営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査の発送について説明します。

先月の総会でもお話ししました、「営農意向調査及び佐川町の農業の将来に関する調査」を２月１日から順次発送していく予定です。

今回の調査は、農家台帳の情報更新、人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査、佐川町農業振興地域整備計画の見直しに関わる基本調査の３つの調査を兼ねています。

調査対象は、佐川町在住の１反以上経営する農家世帯で、経営面積に関しては農家台帳上で把握している面積となっています。

まずは、人・農地プラン策定地区から優先して発送するように考えています。

２月２６日を締め切りとして、３月いっぱいを猶予期間とし、４月以降に皆さんに回収をお願いすることになりますので、その際はご協力をお願いします。

議長（北添会長）

佐川町全体が調査対象なら、順次発送していくのではなく、一気に発送してはどうか。

事務局（森田事務局長）

分かりました。準備でき次第、一斉に発送することにします。

議長（北添会長）

その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第８回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は２月２４日、水曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
